

半田市亀崎地域総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月十五日

半田市長 久世孝宏

半田市規則第三十二号

半田市亀崎地域総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

半田市亀崎地域総合福祉センター条例施行規則（平成四年半田市規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「午前八時三十分から午後四時三十分」を「午前九時から午後四時」に改める。

第三条第一項第一号中「第二月曜日の前の日曜日」を「第二日曜日」に改める。
様式第一を次のように改める。

（別紙のとおり）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1(第4条関係)

半田市亀崎地域総合福祉センター利用証(控)			
氏名		登録番号	—
生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	性別	男・女
住所	半田市 町 丁目 番地	電話	—
備考	高齢者・心身障がい者・母子(父子)・ボランティア・その他		

半田市亀崎地域総合福祉センター利用証

登録番号 _____ [高]・[身]

氏名 _____ [母]・[ボ]

[他]

年 月 日発行

半田市長

印

- ・利用のときは、本証を職員に掲示して職員の指示に従ってください。
- ・利用時間 午前9時から午後4時まで
- ・休館日 月曜日及び第2日曜日
年未年始(12月28日から1月4日)
- ・利用資格を喪失したときは、直ちに返却してください。